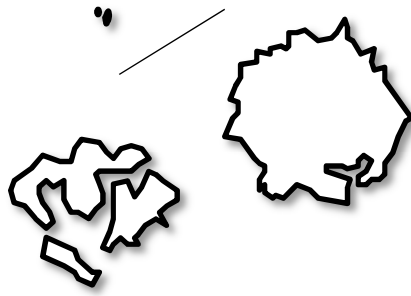




隠岐世界ジオパークのための公共事業景観指針（案）

《道路付属施設編》



平成27年2月

島根県隠岐支庁
海士町
西ノ島町
知夫村
隠岐の島町

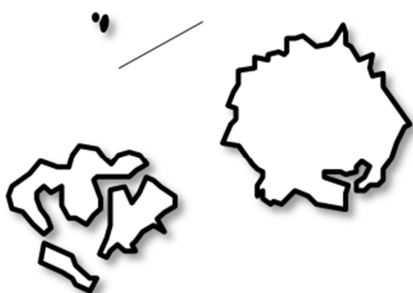
1. 基本理念





公共施設の整備において、隠岐世界ジオパーク（平成 25 年 9 月 9 日認定）の美しい景観に配慮した施設づくりを進めることで、隠岐地域の良好な景観形成を図る。そのため、景観の阻害要因となっている道路の防護柵、転落・横断防止柵、標識、視線誘導標、照明柱、橋梁用防護柵の設置・更新を行うにあたって、安全性や経済性を考慮した上で景観に配慮した施設づくりを行う。

本指針は、島根県公共事業等景観形成指針（平成 4 年 6 月 16 日島根県報号外第 47 号公告）『四、1、ロ、(6) 道路附属物等 (i) 防護柵、照明施設、案内標識等の形態、意匠、素材及び色彩については、周辺の景観と調和するよう努めるとともに、地域の特性又は統一性に配慮すること。』について、隠岐地域における具体的な色彩等を定めたものである。

2. 適用範囲

隠岐地域内全ての県及び町村管理道路の防護柵（ガードレール、ガードパイプ、ガードケーブル）、転落・横断防止柵、標識、視線誘導標、照明、橋梁用防護柵を対象とする。



| ガードレール | ガードパイプ | ガードケーブル | 視線誘導標 |
|---|---|--|---|
|  |  |  |  |

| 転落・横断防止柵 | 橋梁用防護柵 | 照明 | 標識 |
|---|---|--|---|
|  |  |  |  |

3. 色彩

防護柵、転落・横断防止柵、標識柱及び表示板の裏面(両面表示の場合を除く)、視線誘導標の支柱、照明柱、橋梁用防護柵の色彩はダークブラウン〔こげ茶〕10Y R 2.0/1.0程度(マンセル値)を基本とする。

ただし、①国立公園区域内、②別途検討が必要な場合においてはこの限りでない。

①国立公園区域内では

環境省との協議等により決定すること。



○ダークブラウン

②別途検討が必要な場合とは

別途検討が必要な場合とは、中心市街地、大規模構造物(橋梁等)の付属施設(橋梁用防護柵、橋梁に添架した標識・照明など)、主要な観光地付近(神社、国賀等)など。

上記の場合は、住民説明会、ワークショップ、専門家(島根県景観アドバイザー等)による助言・指導、各関係機関や専門家などで構成した協議会、アンケート調査、情報誌などで意見を把握し合意形成を図り進めるという方法がある。

素材では、木材・擬木など。色彩では、水辺付近で青紫色(宍道湖大橋の高欄等)などの事例がある。



橋梁用防護柵、照明柱等の色彩を湖面の色に合わせ濃い青紫色で統一している宍道湖大橋

「景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン(国土交通省)」では、防護柵の推奨色が3色示されている



○ダークブラウン

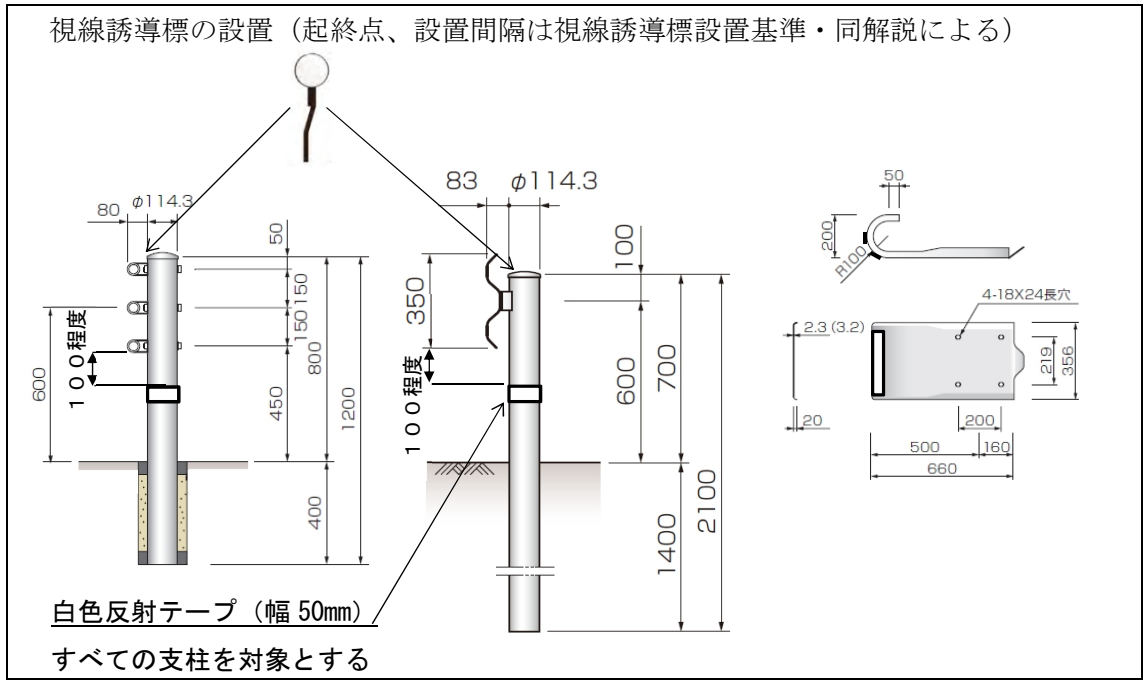
○グレーベージュ

○ダークグレー

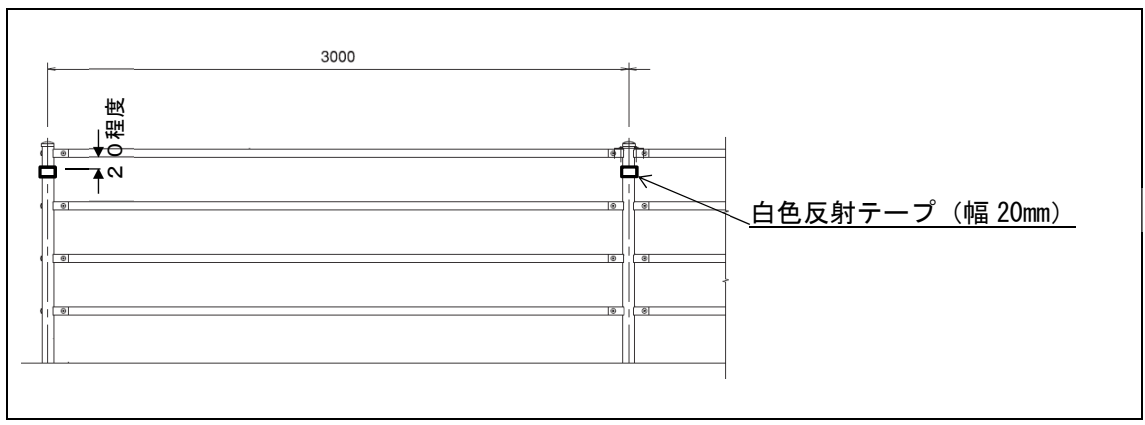
4. 安全性の確保

防護柵については、設置箇所の特性に応じた適切な形状（ガードレール、ガードパイプ、ガードケーブル）を採用するとともに、視線誘導による安全性の確保を図るため、支柱に白色反射テープを貼るなどの安全対策を講じる。

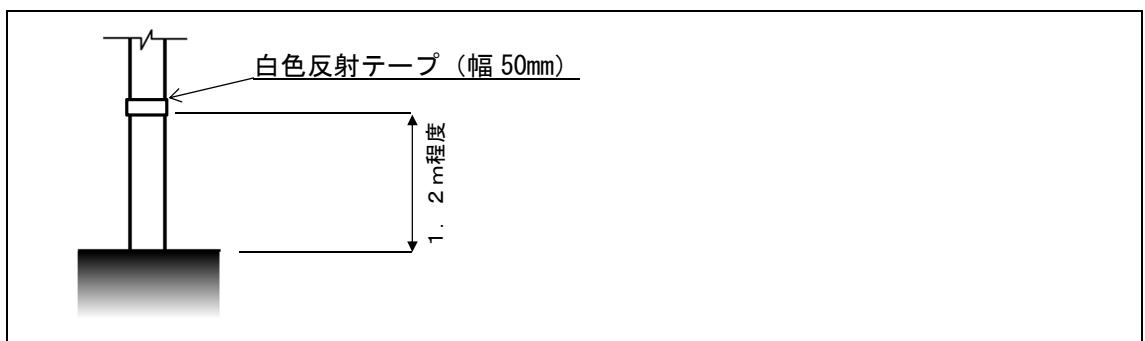
防護柵（参考）



転落防止柵（参考）



標識、照明灯（参考）



5. 防護柵の使用区分

道路からの眺望が、自然景観（海岸、河川）や田園景観が広がっている場合は、眺望を確保する観点から、透過性の良いガードパイプの使用を基本とする。

《透過性への配慮》

主に自然景観や田園景観が広がっている地域において、周辺への眺望を確保する必要がある場合には、透過性の高い形式とすることが基本。（『景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン』国土交通省）

6. 条例、基準、参考文献

- ふるさと島根の景観づくり条例（平成3年島根県条例第34号）
- 島根県公共事業等景観形成指針（平成4年6月16日島根県報号外第47号公告）
- 防護柵の設置基準（国土交通省道路局長）
- 景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン（国土交通省）

7. 施行日

この指針（案）は、平成27年2月24日より施行する。